

厚生労働省における研究不正等への対応

預け金等、不正経理への対応

文部科学省が、平成19年2月15日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下、研究費不正ガイドライン)を策定。

平成26年2月18日に改正

研究費不正ガイドラインについて、厚生労働省においても所要の読み替えを行い、平成26年3月31日に大臣官房厚生科学課長決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を発出。

研究成果の捏造等、研究不正への対応

平成18年2月28日に総合科学技術会議において「研究上の不正に関する適切な対応について」がとりまとめられ、平成18年8月8日に、文部科学省科学技術・学術審議会、研究活動の不正行為に関する特別委員会が、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」を報告書としてとりまとめている。厚生労働省では平成19年4月19日に、厚生科学課長・国立病院課長の決定事項として「研究活動の不正行為への対応に関する指針について」を発出した。

文部科学省が「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(以下、研究不正ガイドライン)を平成26年8月26日に、文部科学大臣決定として発出。

平成26年9月19日、総合科学技術・イノベーション会議において「研究不正の実効性ある対応に向けて」がとりまとめられる。

平成26年9月26日に開催された「研究不正行為への実効性有る対応 関係府省会議」において、内閣府より、研究不正ガイドラインに準じた運用とするよう関係府省へ依頼。

研究不正ガイドラインについて所要の読み替えを行い、厚生科学課長決定として発出予定。